食品等の表示に係る令和7年度夏期一斉取締りの指導件数等

令和7年11月 消費者庁

地方公共団体(都道府県、保健所設置市及び特別区の保健部局)による、食品等の表示に係る令和7年度夏期一斉取締りの指導件数等は以下のとおりです。

食品表示法の措置概要

(単位:件数)

	命令	指示	命令及び指示以外の措置
令和7年度	0	0	2,064

一斉取締り: 「食品の衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、各地方公共団体が集中的に実施する食品表示等に関する取締り (夏期:7月を中心として各地方公共団体が定める期間、年末:12月を中心として各地方公共団体が定める期間)

食品表示法 : 食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合し、平成27年4月から施行

命令 : 食品表示法第6条第1項の指示を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分(食品表示法第6条第5項)、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収又は営業停止等を行う行政処分(食品表示法第6条第8項)

指示:「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(食品表示法第6条第1項)

1 許可を要する食品関係営業施設及び届出を要する食品関係営業施設への監視指導施設数、違反件数等

	監視指導 延べ施設数 2 128,852	表示達反が確認された延べ施設数												表示違反に対する措置								法令所管機関へ回付等					
			食品表示法 食品表示法 食品衛生法																	l							
			衛生事項	保健事項					D 55 + 18		食品衛生法第20条	第65条	その他	命令 指示		命令及び	命令		命令以外の	告発		特定 保健用	機能性表示食品	栄養機能 食品	その他の いわゆる		
					特定保健用 食品	機能性表示食品	栄養機能 食品	その他の いわゆる 「健康食品」		原産地及び 原料原産地名	- 520未	第1項		第6条 第8項	第6条 第5項	第6条 第1項	指示以外 の措置	第60条	第59条	措置			食品	3X//\3KRI	DR.HH	「健康食品」	原産地
許可を要する食品関係営業施設	128,852	1,201	647	99	0	0	0	2	375	225	3	41	36	0	0	C	1,027	0	0	3	0	20	0	0	0	0	8
届出を要する食品関係営業施設	47,392	1,132	455	136	0	3	1	10	332	242	1	161	47	0	0	C	849	0	0	1	0	158	0	0	1	2	22
計	176,244	2,333	1,102	235	0	3	1	12	707	467		202	83	0	0	C	1,876	0	0	4	0	178	0	0	1	2	30

食品衛生法第20条 : 公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある食品・添加物等の、虚偽・誇大な表示・広告を禁止

健康増進法第65条第1項 : 健康の保持増進の効果等について、誇大な表示・広告を禁止

食品衛生法第59条 : 食品等の廃棄又は食品衛生上の危害の除去を行う行政処分

食品衛生法第60条 : 許可の取消、営業停止を行う行政処分

許可を要する食品関係営業施設 : 飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、食肉販売業 など 届出を要する食品関係営業施設 : 乳類販売業、野菜果物販売業、百貨店、総合スーパー など

2 収去した食品等の検体数、違反件数等

		違反	違反検体数															表示違反に対する措置							
	収去検体数			食品表示法															食品	表示法	示法		食品衛生法		
					衛生	事項			保健事項						食品衛生法	健康增進法第65条	その他	命令		指示	命令及び	命	命令		告発
			アレルゲン	期限表示	保存方法	製造者加工者	添加物	その他			機能性関与 に関する 表示			品質事項	第20条	第1項		第6条 第8項	第6条 第5項	第6条 第1項	指示以外 の措置	第60条	第59条	命令以外 の措置	
国産品	8,496	198	35	21	23	44	36	47	17	0	0	2	0	52	0	2	6	0	0	0	181	0	0	0	0
輸入品	1,430	9	0	1	0	2	1	3	3	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	0	7	0	0	0	0
ā	9,926	207	35	22	23	46	37	50	20	0	0	2	0	55	0	2	8	0	0	0	188	0	0	0	0

収去 : 食品衛生監視員が食品を分析に供するために、法令に基づき無償で持ち去る行為